

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

027	女子美術大学相模原キャンパス計画事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
総括事項	<p>計画地周辺は、首都圏近郊緑地保全区域に指定されているなど、全体として良好な自然環境を積極的に保全・創造する必要があると地域と認められる。</p> <p>したがって、計画地を包むような形で残されている首都圏近郊緑地、北側から東側にかけて広がる県立公園、及び相模原市が将来緑道として予定している横浜市水道道との関係など、周辺の植物、動物、景観、レクリエーション資源に配慮した土地利用計画の検討、外周及び修景緑地対策等を十分に講ずる必要がある。また、計画地周辺は公園整備などにより、今後さらに歩行者や行楽車両の増加が予想されるので、工事中及び供用後の交通安全対策について検討し、必要な措置を講ずる必要がある。</p>	<p>環境保全上の配慮を一層確実なものとするため、次の通り土地利用計画を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道道に面する緑地は、相模原市による水道道緑化計画に協力し、連続性をもった植栽及び緑地の拡幅を行うとともに、近接する体育館と絵画棟の一部を後退させる。建物による圧迫感をさらに弱めるため、修景緑地には、高木を配置する。 水道道及び公園方面からの景観を改善するため、工芸棟の一部及び講堂棟の建設を中止するとともに、体育館の向きを変える。 <p>工事中及び供用後の交通安全対策は次のとおり計画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工用大型車両の運行ルートの出入り口を1か所とし、さらに位置を北寄りに変更することにより、公園利用者等への影響を少なくする。
水質汚濁	<p>重金属を含む特殊排水を実習排水から分別する方法や、処理に伴って発生する汚泥の処理方法を明らかにし、対策を検討すること。</p>	<p>染色排水、エッチング排水等の特殊排水と、実習での手洗いの排水は、それぞれ専用の流しを設け、それに接続させる排水管も2系統に分けて処理する。</p>
動物・植物・生態系	<p>計画地の付近の一部は、首都圏近郊緑地保全区域に指定され、また相模原市の総合計画によっても「みどり文化のシンボルゾーン」と位置づけられており、公園や緑などを基盤とする施設の整備が進められている。したがって、地域の特性に応じた環境の創造について十分配慮する必要があるため、積極的な緑化対策を検討すること。</p> <p>また、生息する動物にとって効果的で持続的な環境となるよう配慮し、具体的な対策について検討すること。</p>	<p>周辺の斜面林を模した構造と構成種からなる、幅10～20mの外周緑地で計画地全体を囲むことにより緑の創造を図り、更に、できるだけ多様な動物の生息域となるよう、植栽後は原則として自然の育成にまかせるとともに、野鳥の水飲み場の設置や食餌木の植栽を行う。</p> <p>本計画により、計画地に生息する動物は、主に藪を生息域とする種から、雑木林を生息域とする種及び開けた草地を生息域とする種に変化するが、周辺斜面林及び県立相模原公園と一体となった動物生息域となると考えられる。</p>
安全	<p>学生の駐車場利用は、許可制により対応することとしているが、他大学の例から学生の路上駐車や、施設駐車場の設置による周辺環境の悪化をきたす恐れがあるので、管理面の対策を十分に検討すること。また、将来の車利用者の増加に伴う駐車場の需要に対しては、周辺の環境に影響を及ぼさないように、長期的な駐車場の設置計画を検討すること。</p>	<p>大学の特殊性から、学生の車の自己所有者は少ない状況だが、運転免許所有者、自動車所有者の把握を随時行い、路上駐車が生じないよう学生を指導していく。</p> <p>また、将来社会環境が変化し、路上駐車等の交通障害が発生した場合には、学内に対策委員会を設けて検討し、駐車場が不足すると認められた場合には、駐車場の2階建化等を検討する。</p>